

第 10 回会議での協議部分についての条文（案）

（目的）

第●条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成 24 年岩倉市条例第 31 号。以下「自治基本条例」という。）第 10 条第 4 項及び第 12 条第 2 項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させ、協働によるまちづくりを推進することにより、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第●条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1）市民 岩倉市自治基本条例第 3 条第 1 号に規定する市民をいいます。
- （2）住民 年齢満 18 歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き 3 月以上岩倉市に住所を有する者をいいます。

（投票資格者）

第●条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、第●条第 2 号で定義する住民とします。

2 略